

## 地下浸透放流を行う場合の提出書類等について

### 1. 書類の提出先

地下浸透放流を行う場合は、以下「2. 添付書類」を設置届出書又は設置計画書に添付し、各機関へ提出してください。

- (1) 浄化槽設置計画書（建築確認申請が必要な建物）の場合は、建築主事（各土木事務所等）又は指定確認審査機関へ提出してください。
- (2) 浄化槽設置届出書の場合は、管轄の保健所へ提出してください。

### 2. 添付書類

- (1) 浄化槽放流水地下浸透等確認票（様式第6号）
- (2) 地下浸透装置の設置位置図
- (3) 地下浸透装置の規模、構造及び浸透能力を示した資料
- (4) 浄化槽法第11条検査依頼書（納付書添付不要）
- (5) 飲用井戸等確認報告書及び必要に応じ講じる措置を示した資料（様式7号）

→地下浸透処理装置の設置予定地点から半径30m内の民家等に飲用井戸等がないことを調査した書面

- (6) 放流地点における土壌浸透能力を示す資料

→浸透予定地において土壌浸透試験を実施し、測定した結果の報告書を提出する。なお、土壌の浸透速度の測定方法については以下のとおり。

#### (例) 土壌の浸透速度の測定方法

1. 試験孔は地下浸透施設の設置予定場所の中心に1か所以上とする。
2. 試験孔は、その径を30cm、地盤面からの深さを散水管底部の予定深さにおおむね15cmを加算したもの（40cm未満となる場合においては40cm）とした円筒形の下底に、厚さがおおむね5cmの砂利を敷いたものとする。
3. 浸透速度の測定は、降雨時を避けて次の順序に従い行う。
  - (1) 砂利上25cmの水位になるように清水を注水し、水位が10cm低下したら元の水位に戻るまで注水する。水位の変動と時間をフックゲージにより測定し、浸透水量が一定化するまで、これを繰り返す。
  - (2) 浸透水量が一定化してから20分経過後、水位を砂利上25cmに戻し、土質が粘土質の場合にあっては10mm、その他の場合にあっては30mm水位が低下するのに要する時間を測定し、1分当たりの浸透速度を求める。